

平成18年度第7回宇治市個人情報保護審議会会議録

会議名	平成18年度第7回宇治市個人情報保護審議会
日時	平成19年2月7日(水) 午前10時00分～12時00分
場所	宇治市役所7階 703会議室
出席者	(委員) 初宿会長 市川委員 松岡委員 新田委員 青木委員 保田委員 (事務局) 松本副市長 塚原市長公室長 藤原広報課長 澤畑広報課主幹 波戸瀬主事 堀井主事 (実施機関) 中野IT推進課長、大橋人権同和対策課長 (傍聴者) 1名
<p>1 塚原市長公室長より開会前の挨拶が行われた。</p> <p>2 開会</p> <p>3 本日の手順について説明(事務局) 本日の審議事項および配布資料について説明した。</p> <p>4 審議事項</p> <p>(1) 会議録について 平成18年度第6回宇治市個人情報保護審議会会議録(案)について、案のとおり決定した。</p> <p>(2) 実施機関における個人情報の取扱いについて</p> <p>ア 概要説明(事務局) 資料2の内容に沿って、諮問に至る経緯、実施機関からの諮問の内容及び答申案についての説明を行った。</p> <p>イ 審議</p> <p>(委員) 宇治市は、個別の事務事業に対して、審議会として一々承認することは大変なので、あらかじめ類型化したものを承認するというシステムである。これまでに12の類型について承認しているが、13番目の類型を承認するかどうかということである。</p> <p>(委員) 情報公開条例第6条との関係について説明をされたい。</p> <p>(事務局) 第6条各号の規定は、公文書公開請求があったときに、公開の義務が除外される6つの情報を規定したものである。第1号が法令秘情報、第2号が個人に関する情報、第3号が法人等に関する情報、第4号が審議、検討又は協議に関する情報、第5号が事務事業に関する情報、第6号が人の生命、身体、財産等に関する情報である。</p> <p>情報提供のときに、この基準で判断することが義務付けられるわけではないが、一定の判断基準とすることが望ましいと考えている。</p> <p>(委員) この第6条各号に該当しないことが明らかである情報の提供について、審議会として承認するか。</p>	

(事務局) 例えば、職員名簿に記録されている職員の氏名は、公文書公開請求があった場合には公開している。職員の氏名も個人情報であるが、第6条各号の非公開情報に該当しないことは明らかであるので、情報提供を行っている。

(委員) 職員名簿は、(今回の答申を行わなくても) 公にされている情報(個人情報保護条例第9条第1項第3号)に当てはまるかもしれない。情報公開条例第6条第2号は、「通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」という制限があるが、個人情報保護条例にはこの制限がない。これによって、(情報公開条例では公開する個人情報が、個人情報保護条例では提供できないという)「違い」が生じるかもしれない。この違いを埋めるためにも、このような例外類型が必要である。

(委員) 情報公開条例は、公開請求があれば、第6条各号の非公開情報以外の情報については公開しなければならない。一方で、情報提供を積極的に推進するためには、非公開情報に該当しない情報については、情報提供する必要がある。非公開情報に該当するかどうかの境界線上の微妙なものもあるが、答申案では「第6条各号に規定する非公開情報に該当しないことが明らかである個人情報を、・・・提供すること」となっているため、個人情報保護条例の趣旨から問題があるような個人情報の提供が行われるようなことは回避できると考える。したがって、答申案に賛成である。

(委員) 「明らか」でない場合は、審議会に個別に意見を聞く等して対応することもできる。

ウ 結論

案のとおり決定した。

5 報告事項

(1) 府内公共施設予約システムの稼働について

ア 報告(中野IT推進課長)

概ね資料3の内容に沿って、京都府・市町村共同開発システム事業における宇治市の取組みについての報告を行った。

イ 質疑応答

(委員) 共同開発システムを導入することにより、全体的にはどのようなメリットがあるのか。

(実施機関) 現在、電算システムに係る費用が高くなっている。制度改正があればシステムの変更が必要になるが、単独でシステムも持つと、各市町村に費用がかかることになる。共同化すると、一つのシステムを共同で使用するので、システムの変更も一つだけ行えば足りる。当初の導入費用は高くつくが、全体的には費用が安くなる。市民にとっての利便性も高くなる。

(委員) 共同導入・共同運用のイメージとしては、府と各市町村が同じソフトを使う。データセンターも外部にあって、それぞれが、そことつながっているということか。システム的にはそれぞれが別個のものか。例えば宇治市のシステムと城陽市のシステムはつながっていないのか。

(実施機関) そうです。システムそのものは同じものを使うが、データベースは違うので、相互に接続することはできない。(宇治市の職員は、城陽市のデータベースに接続することはできない。)ただ、LGWANを使うため物理的にはつながっているが、それぞれのシステムの中で相互接続することができないような仕組みにする。

(委員) 同じの機械の中に、それぞれの市のデータベースが入っているが、相互の接続はできないということか。

(実施機関) はい。ただ、データベースが大きくなると、1つの機械の中には入らないので分かれていくことはある。

(委員) 共同導入・単独運用は(共同導入・共同運用と)どのように異なるのか。

(実施機関) (共同運用は)民間施設に機械を設置するが、宇治市の場合は完全に切り離して単独で運用する。機械は庁舎内に設置する。

(委員) ソフトだけが共同ということか。

(実施機関) はい。ソフトが共通で、システムの体系は全く分かれているということになる。

(委員) それで費用の軽減につながるのか。

(実施機関) 機械の分だけは高くつくが、ソフトの開発、変更の費用は低くできる。

(委員) 単独運用を考えているのは宇治市だけか。

(実施機関) 今のところは宇治市だけである。全ての自治体で共同運用するというのが京都府の考えである。宇治市の人口が約20万人で府下では特に大きい。また、サーバは30万件くらいが限界と聞いており、宇治市は仮に共同運用しても単独で機械を持つことになる。そういうこともあって、単独運用の方向性になっている。

(委員) 基幹系が単独運用で、GISと施設予約が共同運用か。

(実施機関) 共同運用は施設予約だけである。GISについては、宇治市がこれまでから使用しているシステムを京都府でも使用することになった。市民の方に見ていただく情報については府下で共有することになるが、業務で使用する情報については個人情報が含まれるので共有はせず、単独で運用する。

(委員) 2ページの「共同開発システム一覧」について、「本市」の欄に「*」が記録されているが、この説明をお願いしたい。

(実施機関) 府、本市、協会とあるが、府の欄に○があるのは、京都府が共同化のシステムを開発していることを示している。本市の欄に○があるのは、全面的に府のシステムに参加することを示している。△については、今現在(単独でも)システムを持っていない部分について、一部導入をさせていただく。*については、すぐに共同化する予定はないことを示している。協会欄の○印については、京都府市町村振興協会から助成をいただけるシステムを示している。

(委員) 一部参加とは具体的にどういうことか。

(実施機関) 例えば、住民情報系の総合窓口システムは、現在宇治市では使用していない。すぐに導入できる状況にもない。使用できるのは、市民課の住民票等の発行業務の電光掲示板くらいなので、これを導入する考えである。総合窓口システムとは一箇所で全てのことがまかなえるようなシステムであるが、宇治市ではすぐにこれを導入できるよう

な状況ではないということで一部参加としている。自治体ポータルシステムはいろんなメニューがあるので、できることから参加していく。京都府と28市町村がいろんな情報をこの中に入れて紹介していく。施設予約システム、GISも地域ポータルシステムの一部である。自治体地域ポータルというホームページができる。その中には基幹系は入らないが、オープン系の観光案内等が入る。

(委員) 電子政府の総合窓口のイメージか。

(実施機関) はい。その京都府版のイメージである。

(委員) そこにどの情報を載せるかは、自治体で判断できるということか。

(実施機関) はい。

(委員) 施設予約システムは宇治市の施設だけか。京都府下が対象か。

(実施機関) 京都府下が対象となる。参加のレベルは色々あって、一番簡単なものでは施設の紹介にとどまる市町村、予約状況のお知らせまでする市町村、施設の仮予約まで受けける市町村まである。宇治市は仮予約までできるシステムになる。

(委員) これまでのシステムでは、宇治市の施設の予約しかできなかったが、ポータルシステムを用いることによって、宇治市の施設だけではなく、他の市町村の施設予約もできるようになるということか。

(実施機関) はい。

(委員) 現在もインターネットで施設予約はできるのか。

(実施機関) 宇治市では、体育館の予約ができる。システムが変わるので登録はやりなおさなければならない。使用者はIDを持っている。

(委員) 6ページの図の事務所(施設)からのアクセスとはどのようなものか。

(実施機関) 施設で行う業務は登録業務と本予約である。お金を現在宇治市では施設で料金をいただく形になっているので、予約システムでできるのは仮予約である。料金を払っていただければじめて本予約となる。

(委員) 6ページの図の左下「個人情報(府の施設に設置)」とはどういう意味か。

(実施機関) 基幹系のシステムの場合は、データセンターに全ての情報を置くことになるが、施設予約システムについては、少しでもセキュリティを高めるため、データセンターにはシステムそのものがあるが、データベースそのものは京都府のサーバに置く。

(委員) 京都府が宇治市の施設の利用状況を見ることができないわけではないのか。

(実施機関) 登録情報(氏名、登録年月日、登録番号等)は管理者権限のある者は見ることができるが、ごく限定された形になる。

(2) 同和対策事業等の見直しについて

大橋人権・同和対策課長が、概ね資料4の内容に沿って報告した。この件について、特に委員からは質問等はなかった。

(3) 個人情報保護条例の改正について

藤原広報課長より個人情報保護条例の改正について次のとおり報告が行われた。

ア 検察庁との協議について

条例に罰則規定を設ける場合には、担当地区の検察庁と協議することになっているので、京都地方検察庁との間で協議を行った。その結果、宇治市個人情報保護条例の罰則の改正（行政機関法第55条に相当する罰則規定の追加）は問題ないとの回答をいただいた。

イ 市議会総務常任委員会への報告及び意見

条例の改正作業を進める中で、市議会総務常任委員会に報告をさせていただいた。その際、5点の意見をいただいた。

1つは、パブリックコメントの中で町内会長から家族票が届けられた旨の記述があったが、この町内会長の行為に問題がないかという質問であった。この質問に対して、町内会名簿は民間が保有する個人情報であるので、宇治市個人情報保護条例の対象ではなく、個人情報保護法の対象となる。ただし、個人情報保護法は全ての民間事業者には適用されるわけではなく、過去6ヶ月以内のいずれの時点においても5,000人を超えない民間事業者は適用除外となる。したがって、家族票を提供したからといって、法令違反にはならない。また、個人情報保護法の適用を受けるとしても、民生委員からの情報提供に応じることは、個人情報保護法の提供制限規定の第2号、第4号の例外規定に該当する。さらに、提供先である民生委員には民生委員法第5条によって、知事の推薦によって厚生労働大臣から委嘱される非常勤特別職で、同法第15条によって守秘義務を課されている。以上より、このケースの場合は、特に法に触れるような問題はないのではないかと回答させていただいた。

ただ、法の適用の有無にかかわらず、町内会名簿等の個人情報は、個人情報保護法第3条の基本理念に沿った取扱いをすることが望ましいので、民生委員に提供することがある旨の説明を行った上で同意を得ることが望ましいのではないかと回答させていただき、了解を得た。

2つめは、パブリックコメントにあるように、たしかに地域の現状が把握しにくい現状があるので、こういう現状をどうしていくのかという質問であった。これに対して、この状況を改善していくためには、民間も行政も有用な個人情報については、安全に提供できるようなルール作りをしていく必要があるのではないかと回答させていただいた。例えば、町内会等において、名簿をどのように利用し、管理するのか、提供することがあるのか等を決めておいて、会員の同意を得ておけば、会員の個人情報を保護するとともに、有用な目的のためには提供もできるのではないかと回答した。また、行政の個人情報については、条例に従って個人情報を慎重に取扱わなければならないが、条例の趣旨をよく理解して提供の制限の例外事項を活用して、必要な情報は提供できるよう工夫していく必要があるのではないかと回答し、理解を得た。

3つめは、個人情報の定義について生存する個人情報に限定するかどうかについての質問であった。個人情報の取扱いを慎重にする目的は個人の権利利益の保護であるが、死者は権利利益の主体となることはできない。つまり法的利益がないため、個人情報保護法では個人情報の定義を生存する個人に限定し、死者の情報の保護について

は情報の内容の関係する制度等を踏まえて取扱いが判断されるべきであると判断されている。このような見解を国がだしているのに、なぜ宇治市個人情報保護条例では死者の個人情報を定義に含めるのかという質問があった。これに対しては、審議会の見解を伝えさせていただき了解を得たが、その内容は、死者が個人情報開示請求の主体となり得ないのは確かであるが、個人情報の範囲を生存する個人に限定すると、死者の個人情報を不適切に取扱ってしまうことも考えられ、死者の名誉が傷つけられたり、遺族の権利利益が害されたりするおそれもある。宇治市個人情報保護条例は制定当時から生存する個人の情報を原則としながらも、死者の個人情報も含めて保護の対象としてきた経過があり、このままでも問題がないので、生存する個人に限定せずに死者の個人情報も対象とすることが適当であるという見解が示されたと説明して了解を得た。

4つめは、農業委員会の会議で扱われる資料が個人情報そのものであるものが多いのに、農業委員会等に関する法律第26条で会議を公開することになっている。この点をどのように整理するのかという質問であった。農業委員会は、法律の定めによって公開で会議を行っているが、許認可等が議題の場合は、個々の農家のプライバシーに係る事項を取扱うので個人情報保護の観点からは課題があると認識を持ち、事務局において現在調査・検討をしているとのことである。農業委員会は条例の対象となるが、第8条の利用の制限、第9条の提供の制限ともに、法令の規定に基づくときは除外されるので、個人情報保護条例との整合は取れている旨の説明をした。だからといって、このままで良いということにもならないのではないかとということで、総会のあり方に等については最終的には農業委員会で判断していただくことで了解を得た。

5つめは、平成11年3月31日に例外類型事項の答申をいただいて以降、追加があったが、議会に説明されていない。特に同和対策事業については、法が失効して根拠が無くなっているのにまだ個人情報の収集の例外類型が残っている。ただちに見直すべきとのことであった。12月22日に開催された市民環境常任委員会で同和対策事業について報告されたのでその内容を報告させていただいた。

ウ 各実施機関及び各出資法人会議について

次に、各実施機関及び各出資法人会議について、報告させていただく。1月26日に各実施機関会議と各出資法人会議を開催して、審議会答申の概要の説明と答申に基づく条例改正の概要を説明した。出資法人会議では、改正条例並びに個人情報保護法との整合が必要になること、各出資法人において定めている内部規程の改正が必要であることを説明した。実施機関の方からは特に意見はなかった。出資法人については、現在意見を集約しているところである。

エ 個人情報保護条例改正の今後の予定について

2月21日に市議会3月定例会が召集される。3月5日に総務常任委員会で改正案の審議が行われて、問題がなければ3月29日の市議会本会議で議決されるという流れになる。

(4) 個人情報流出事故の報告について

ア 報告（藤原広報課長）

概ね資料5の内容に沿って報告が行われた。

イ 質疑応答

(委員) 今回の事件のような連絡ポストでの資料の受け渡しは、市内の保育所で一般的に行われていることか。

(事務局) はい。ただし、(個人情報の記録されている)入所関係の書類は所属長が保護者に手渡ししているところも多い。

(委員) 職員全体に対しての個人情報保護の研修を、ことあるごとに十分に行っていただきたい。

(事務局) 学童保育については、(個人情報の記録されているような)文書は児童を通じてではあるが手渡ししている。連絡箱に入れて保護者が持って帰るのを待つということはない。

(委員) (記載事項の)不備があることを指摘したのだから、明らかに個人情報が記録された文書である。

(委員) 報告が遅れたのは、ご本人との話合いがあったためであろうが、早く報告してもらわなければならない。

(5) 審議会の要請事項にかかる個人情報保護対策の進捗状況について

ア 報告（澤畑広報課主幹）

昨年2月24日付けで、野外活動センターにおけるメール誤送信事件を踏まえた審議会の意見をいただいたが、この中で3点の要請をいただいた。1点目は、職員に対する個人情報保護意識の啓発を徹底すること。2点目は、システムの総点検を行うこと。3点目は、個人情報流出対策マニュアルを策定等個人情報が流出したときに迅速かつ適切な対応ができる体制を整備することであった。

まず、1点目については職員研修が中心になるが、事故の直後に野外活動センターの全職員相手に研修を行うとともに、庁内のOA研修に際して、個人情報保護研修を行った。平成18年度に入ると、新規採用職員を相手に研修を行った。教育関係では、夏休中に、学校関係の市費職員対象に研修を行った。11月には、水道部及び教育部における個人情報紛失事案を受けて、急遽各部に対して個人情報保護研修を行った。

その他にも、要請のあった学校に対して個人情報保護研修に出向いたり、市民の方や関係団体向けに要請があれば研修を行った。概ね民生委員、行政の共同事業でのボランティア養成講座の際に研修させていただくとともに、今後は人材バンクに登録していただいた方に対するの研修も行う予定である。

2点目については、6月にはインターネット上のフリーメールを利用したメール誤送信事件が発生したが、この件についての審議会への報告の中で、宇治市のメールシステムは安全性重視の観点から、5件～7件までしかグループ送信できない制限をかけるとともに、警告が発せられるシステムとなっているため、メール誤送信が起こ

りにくいシステムになっている旨報告させていただいた。このとき、審議会からグループ送信できないことがかえって、新たなミス原因となるかもしれないとの指摘をいただいた。市のメールシステムの制限を避けることが、フリーメールの使用の原因となったこともある。以上からメールシステムのグループ送信に人為的ミスが入り込まないシステムに改善をする方向で検討している。

出資法人の関係では、野外活動センターがメールシステムを変更した。他の出資法人については、メーリングシステム等を使用している場合には、誤送信が起らないようなソフトウェアを導入するよう指示している。

3点目については、資料6のとおり「職員の個人情報保護マニュアル」を策定した。（この後、マニュアルの基本構成の説明と、記載内容の具体的説明として28ページ「重要情報の持ち出しについて」の中で、本市における事故の事例が記載されていること。37ページ「情報漏えい時の対応について」の内容が報告された。）

今後の予定であるが、このマニュアルをベースにして、2月20日を皮切りに全職員対象の研修を実施する。また、このマニュアルを教材とした課内研修等も行っていく予定である。

イ 質疑応答

(委員) 幸か不幸か実際例があるので具体的でわかりやすくなっている。是非全職員に渡していただいて、今後事故の報告がないようにしていただきたい。

(委員) 確認シートは大変良いと思うが、チェックを行う頻度や期間については各課に任せるのか。

(事務局) 一応それぞれの課でお願いしたいと考えている。データとして各課に送信しているので、必要なときにいくらかでも印刷できるようにしている。

(委員) 今回初めて作成していただいて、本当に良いと思う。全国的に見れば、事故等の事例は積み重なっていくと思う。そうすると、バージョンアップをする必要がでてくる。そこで、表紙にバージョンや日時を書いておく方が、混乱しなくて良い。

(事務局) 今回の条例改正に伴う改訂が控えている。そのときには、そのようにさせていただきます。

6 松本副市長より、平成18年度の1年間の個人情報保護審議会における審議のお礼と挨拶が行われた。

7 閉会